

# 広報

# 東みよし

NO.20  
11  
2007. November

～ 元気・交流・未来へ ふるさと東みよし町 ～



足代小学校児童による獅子舞公演(法市農村舞台)

## ＝ 今月の紙面 ＝

平成18年度 決算報告 .....	2～3
健康診断・保健指導が変わります！ .....	4～5
人権ホッと .....	6～7
お知らせ .....	8～17
吉野川ハイウェイオアシスのコーナー .....	18
まちの話題 .....	20
人の流れ .....	22
文化協会だより .....	23

## ＝ 町の人口 ＝

男	7,691人	(- 4)
女	8,503人	(- 3)
人口	16,194人	(- 7)
世帯数	5,852	(- 1)

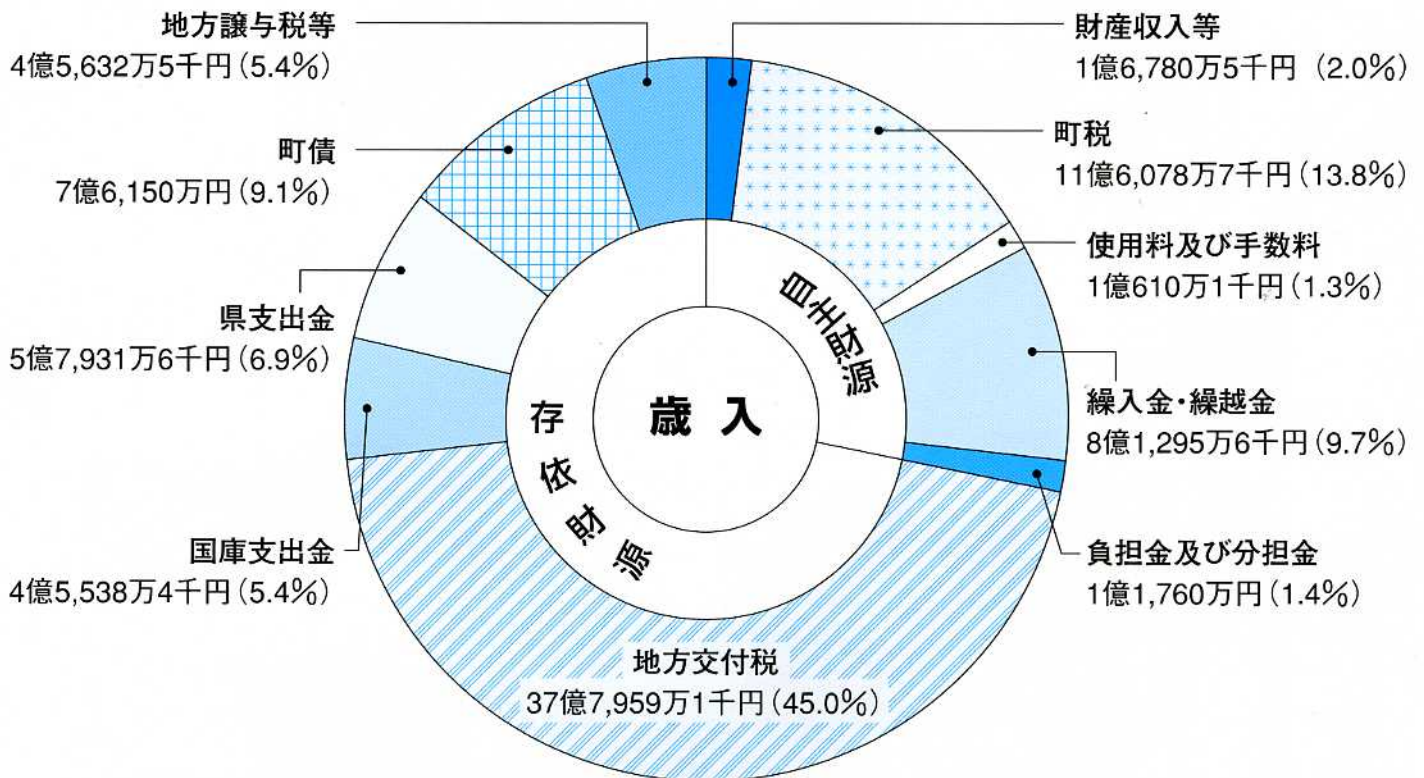
(平成19年10月1日現在)

# 平成18年度 決算報告

平成18年度の東みよし町の一般会計と特別会計の決算がまとまり、9月議会において認定されました。

## 一 般 会 計

歳入 83億9,736万5千円



科 目	説 明
財 産 収 入	基金の利子や土地貸付等の収入です。
町 税	町民税や固定資産税等町民の皆さんに納めていただいた貴重な自主財源です。
使用料及び手数料	施設の使用料や各種証明書発行の手数料です。
繰入金・繰越金	基金からの繰入金や前年度からの繰越金です。
負担金及び分担金	保育所の負担金や事業における個人分担金です。
地 方 交 付 税	国勢調査人口や面積等を基準に町に必要とされる額を計算し、地方税等を差し引いたものです。
国庫及び県支出金	事業に対する国や県からの補助及び負担金です。
町 債	補助事業の町負担金や町単独で行う事業の資金源として、地方債を発行しています。
地 方 譲 与 税	自動車重量譲与税、地方道路譲与税、所得譲与税等です。

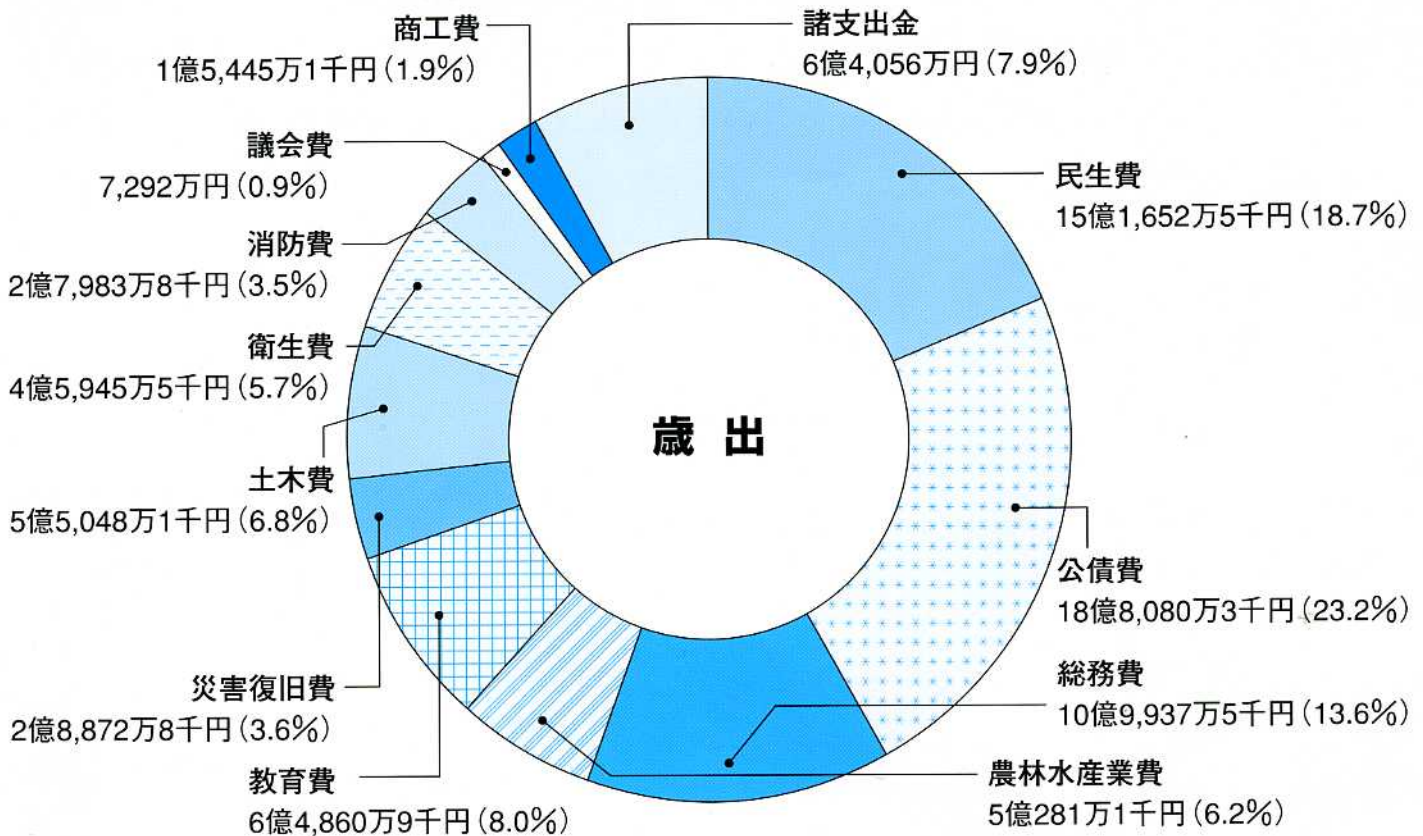
### 平成18年度一般会計

歳入決算高	83億9,736万5,458円
歳出決算高	80億9,455万6,011円
差引高	3億280万9,447円
翌年度へ繰り越すべき財源	1億985万円
実質収支高	1億9,295万9千円

### 町税 (11億6,078万7千円) の内訳

・町民税	4億5,738万2千円
・固定資産税	5億7,108万1千円
・軽自動車税	3,649万9千円
・たばこ税	9,582万5千円

## 歳出 80億9,455万6千円



科 目	説 明
民 生 費	社会福祉、老人福祉、児童福祉、障害者福祉等に使われました。
公 債 費	各種事業を行うために借り入れたお金を償還するために使われました。
総 務 費	全般的な管理事務や企画事務及び財産管理事務などに使われました。
農 林 水 産 業 費	農林水産業の振興に使われました。
教 育 費	小中学校、幼稚園及び生涯学習並びに教育委員会事務局費に使われました。
災 害 復 旧 費	台風等による災害復旧に使われました。
土 木 費	道路の新設改良や維持補修、また急傾斜地崩壊防止対策や河川改良等に使われました。
衛 生 費	保健衛生費（乳幼児医療、健康診断、犬等）、環境衛生費（清掃費、し尿処理負担金、合併浄化槽設置事業等）に使われました。
消 防 費	広域消防本部への負担金や町消防団各分団への経費、また防火水槽や消防施設の建設費等に使われました。
議 会 費	町議会議員活動費として使われました。
商 工 費	商工業の振興に使われました。
諸 支 出 金	基金の積立金に使われました。

## 特別会計及び事業会計決算

町の会計処理は複雑化しており、会計経理をわかりやすくするため、その例外を認め、条例により国民健康保険等4会計を特別会計として、また事業会計として水道事業会計を一般から分離して別に会計経理を行っています。

	歳 入	歳 出	差 引
国民健康保険事業	14億6,403万0千円	12億6,157万9千円	2億245万1千円
老人保健事業	23億5,491万9千円	23億5,491万9千円	0千円
簡易水道事業	1億3,444万6千円	1億2,033万1千円	1,411万5千円
公共下水道事業	2億7,323万7千円	2億6,204万3千円	1,119万4千円
水道事業 収益的収支	1億5,230万4千円	1億6,029万3千円	△798万9千円
水道事業 資本的収支	0千円	3,455万5千円	△3,455万5千円

※水道事業は赤字になっていますが、実質的な支出を伴わない減価償却費(5,700万7千円)が含まれているため、現金においては黒字となっています。

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、医療保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する「特定健診」および特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある方に対する「特定保健指導」の実施が義務づけられることになりました。

### 3 メタボリックシンドロームって？

メタボリックシンドロームとは、内臓肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常という危険因子を2つ以上持っている状態をいいます。メタボリックシンドロームの状態になると動脈硬化が急速に進み、心臓病や脳卒中などの循環器病や糖尿病の合併症等の発病につながりやすくなります。

#### メタボリックシンドロームの判断基準

##### 必須条件

おへその位置での腹囲が  
 男性85cm以上 女性90cm以上  
 ※内臓脂肪面積 男女とも100cm<sup>2</sup>以上に相当



##### 次の3つのうち2つ以上該当

- ①脂質異常 中性脂肪 150mg/dl以上  
 かつ/または HDLコレステロール40mg/dl未満
- ②高血圧 収縮期血圧 130mmHg以上  
 かつ/または 拡張期血圧85mmHg以上
- ③高血糖 空腹時血糖 110mg/dl以上  
 ※特定健診・保健指導における判断基準は100mg/dl以上



お問い合わせ先：住民課 国民健康保険係 (☎82-6360)  
 健康づくり課 (☎82-6323)

### 健康づくり講演会が開催されました！

9月16日(日)に東みよし町役場2階多目的ホールにおいて、健康づくり講演会が開催され、(有)サンエイ代表取締役の新井恵子先生より「元気のひけつ」、シドニーオリンピック日本代表(日本記録保持者)の萩原智子先生より「水泳と私」の講演が行われました。

また、午後から場所をドルフィンスイミングクラブに移し、水中運動の指導や模範演技が行われました。

